

広島市消費生活センターだより

電力の契約切り替えの際は 契約内容をよく確認しましょう



事例

自宅に訪問してきた事業者が「電気料金が安くなるので契約先を切り替えませんか。ご近所の皆さんも切り替えています。」と勧誘された。電気料金が安くなるならと思い契約したが、電気料金は安くならなかった。

アドバイス

平成28年に電力の小売全面自由化が行われてから、電力の契約切り替えに係る相談が引き続き寄せられています。次のことに注意しましょう。

- 切り替えるつもりがないなら「切り替えません。」と、はっきり断りましょう。
- 契約の切り替えを検討する場合は、契約事業者や契約内容をよく確認しましょう。
- 電話や訪問で勧誘を受けて契約した場合、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。

困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター

☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))